

梅園日記二刀鐫工

名物六帖に増續韻府の刀鐫工堯山堂外紀の刀鐫人を引て、俱にケヌキヤと譯したるは誤なり、カミニュヒと譯すべし其證は、僧居簡が贈刀鐫工文に、天台刀鐫工初來杭、余髮方壯鬚蠹蠹如蝟、試其技瑟瑟如蠶食葉、若無刀焉云々、北納文集六僧大觀が贈刀鐫詩に、彈鐫山林坰豪門次第登、技能雖自負心手要相應、適意惟杯酌、營家只斗升、數煩來薙我、短雪易鬚鬢、物語六初贍墨客揮犀に呼刀鐫者、使刺其眉尾、鄭氏規範に、諸婦不得用刀鐫工剃面、山菴雜錄に、有金壇刀鐫蔣生者、爲師剃髮、などあるを考ふべし、さて刀は剃刀なり、

附識す、秉穗錄云、賢奕編に、鐫工稱待詔と、見聞錄に、待詔者吾松櫛工之稱也と、二說同じきにや、接するに、俱にかみゆひ也、吳風錄に、剃工爲待詔とあるも、亦同じものなり、又霏雪錄の鐫肆は、かみゆひとこと也、鐫字の義は、睡餘新拾に、吳俗稱鐫工爲待詔、今剃頭遇有鼻毛白須、亦兼鐫云、故有此稱ひたる事、據著俗語類譯に、出せり

一錢職由緒書壹錢職由緒之事

一職分之儀者、文永年中、人皇八十八代之御帝龜山院の御宇、大内北面北小路左兵衛尉從五位下基晴卿故ありて流浪し、子息三人是あり、嫡子大内藏亮、次男兵庫介、三男采女介と申ける、渡世のため、大内藏亮太物商ひ、兵庫介染物師采女介儀は、父左兵衛尉養育のため、髮ゆいと申事相始、面體顯しがたき義に付、住宅は雨落より三尺張出し、長のぶれん四尺二寸、縫下五寸、かゝみ障子三尺餘の寸法に相定、渡世致され候うち、父基晴卿經年月死去之後、關東鎌倉繁花の時、居住桐ヶ谷にて松岡と號し、采女亮七代之孫北小路藤七郎、從美濃國岐阜元龜天正之比、流浪於遠江國比久間味方ヶ原、東照大權現様甲駿信之押、武田大膳大夫兼信濃守法姓院機山兵德得榮晴信入道大僧正信玄と御一戰被爲在、比者元龜三壬申年十月十四日、東海道見附驛之間道